

十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付要綱

令和 2 年 7 月 20 日

十日町市告示第159号

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市への移住を促進し、都市部と比較して人口が密集していない安全・安心な暮らしを提供するため、本市外から十日町市に移住した者に対し、十日町市ふるさと回帰支援事業補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 3年を超えて居住することを前提に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 転入者等 転入前1年以上、本市以外の市区町村の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、令和5年4月1日から令和8年2月28日までの間に定住の意思をもって、本市に新たに転入した者又は十日町市外の大学、短期大学若しくは専門課程を設置する専修学校（以下「大学等」という。）の在学期間中に市外に居住していた者で、かつ、第5条第1項に規定する補助金の交付の申請を行う日が当該大学等を卒業した日から1年以内である者をいう。
- (3) ひとり親世帯 次に該当する世帯をいう。
 - ア 父母が婚姻を解消した子ども及び当該子どもを養育している親
 - イ 父又は母が死亡した子ども及び当該子どもを養育している親
 - ウ 父又は母に重度の障がいがある子ども及び当該子どもを養育している親
 - エ 父又は母の生死が明らかでない子ども及び当該子どもを養育している親
 - オ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している子ども及び当該子どもを養育している親
 - カ 父又は母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている子ども及び当該子どもを養育している親
 - キ 母が婚姻によらないで懐胎した子ども及びその母
- (4) 市内建築業者 市内に事業所又は営業所を有する業者をいう。
- (5) 住宅 居住を目的として建築された市内に所在する建物（居住部分と非居住部分がつながっている建物の場合は、床面積の2分の1以上を居住の用に供している物）をいう。ただし、別荘等一時的に使用する物及び賃貸、販売等の営利を目的とする物を除く。

- (6) 新築住宅 新築された住宅又は建築後居住の用に供されたことのない住宅で、定住のために取得したものをいう。
- (7) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことがある住宅で、定住のために取得したものをいう。
- (8) 住宅用地 十日町市内の住宅用地で、定住のために住宅を建築することを目的として取得したものをいう。
- (9) 定住促進助成事業補助金 十日町市定住促進助成事業補助金交付要綱（平成26年十日町市告示第158号）で定める補助金をいう。
- (10) 移住支援金 十日町市移住・就業等支援事業補助金交付要綱（令和元年十日町市告示第33号）で定める補助金をいう。
- (11) 子育て世帯移住支援金 十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金交付要綱（令和6年十日町市告示第98号）で定める補助金をいう。
- (12) 結婚新生活支援事業補助金 十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（平成29年十日町市告示第166号）で定める補助金をいう。
- (13) 空き家利活用定住促進事業補助金 十日町市空き家利活用定住促進事業補助金交付要綱（令和7年十日町市告示第143号）で定める補助金をいう。
- (14) 住宅の取得 新築住宅、中古住宅又は住宅用地を自己の所有として、登記簿又は土地家屋課税（補充）台帳に登録され、この補助金の申請者がその固定資産税の納税義務の全て又は一部を負うことをいう。ただし、新築住宅の取得については、着手金の納入をもって取得したものとみなす。
- (15) 住宅改修工事 住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持させるために必要な工事で、次に掲げるものをいう。
 - ア 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕工事又は補強工事
 - イ 台所、浴室、便所等を改修する工事
 - ウ 給排水設備を改修する工事
 - エ 窓ガラス、サッシ、換気設備等を改修する工事
 - オ その他住環境の整備のために市長が必要と認める工事
- (16) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき、公安委員会の行う運転免許試験に合格した者に与えられる、普通自動車、普通自動二輪車、原動機付き自転車等の運転資格免許であって、定住のために、主として通勤に必要なものとして取得したものをいう。
- (17) 通勤 定住に係る就業を目的とした住居と就業場所との往復の移動をすることをいう。
- (18) テレワーク 十日町市以外に所在する企業等に在籍している者又はフリーランス等として就業している者が、情報通信技術を活用して時間及び場所の制約を受けずに柔軟な形態で働くことをいう。

(19) テレワーク準備 十日町市に定住をしてテレワークを行うために、次に掲げるものの契約、購入又は施工をいう。

ア 業務のために利用する貸事務所、シェアオフィス又はコワーキングスペース等の賃借料及び利用料

イ パソコン、スマートフォン、タブレット、無線ルーター等の通信機器及び通信環境整備のための機器

ウ インターネット回線接続、各種機器の設定に関する工事

エ テレワークを行うための家具、事務用品等

オ その他テレワークを行うための物品等で市長が必要と認めるもの

(20) 家賃 賃貸借契約に定められた借家等の賃料（共益費、除雪費及び駐車場使用料等を除く。）の月額をいう。ただし、勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合は、当該手当を控除した額とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす転入者等とする。

(1) 転入時において、年齢が60歳以下であること。

(2) 補助金の交付申請以後、3年を超える居住が確実であること。

(3) 補助金の交付申請時に、就業（起業、就農等を含む。）をしていること。

(4) 同居世帯全員に市税の滞納がないこと。

(5) 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 過去に定住促進助成事業補助金、移住支援金又は子育て世帯移住支援金の交付決定を受けた者は、補助金の交付対象としない。

3 住宅取得助成又は住宅改修助成については、過去に結婚新生活支援事業補助金又は空き家利活用定住促進事業補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付対象としない。

4 補助金の申請者が次に掲げるいずれかの要件を満たす場合は、2人以上の世帯に該当するものとする。

ア 申請者が第2条第2号に該当し、令和5年4月1日から令和8年2月28日までの間に本市以外の市区町村から、定住の意思をもって、申請者及び世帯員全員が本市に新たに転入したもの

イ 申請時において夫婦を中心とする世帯又はひとり親世帯であり、かつ、夫婦を中心とする世帯においては、夫婦共に第2条第2号に該当するもの

（補助金の種類及び額）

第4条 補助金の種類及び額は、別表第1のとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象となる住宅取得、住宅改修、住宅用地取得、運転免許取得及びテレワーク準備に係る経費については、交付申請期限までに取得又は改修並びに当該経費の支払いが完了しているものに限る。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付申請書兼世帯調査同意書（様式第1号）に別表第2に示す添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、別表第1に規定する補助金の種類ごとに、1回を限度とする。

- 2 交付申請の期限は、転入日から1年以内とする。ただし、別表第1に規定する補助金の種類のうち、家賃助成、住宅取得助成及び住宅改修助成にあつては、転入日から2年以内とする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付請求書（様式第3号）により、市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等を行っていた場合
- (2) 補助金の交付申請をした日（以下「申請日」という。）から3年以内で十日町市から転出した場合
- (3) 住宅取得助成の交付決定を受けた者が、申請日から3年以内で取得又は改修した住宅若しくは住宅用地を取り壊し、売却、貸与等をした場合
- (4) テレワーク準備の交付決定を受けた者が、申請日から1年以内に補助金の交付申請時に申告をした勤務先の職を辞した場合又は申請日から1年以内にテレワークの実施を中止した場合

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けた者に対し、十日町市ふるさと回帰支援事業補助金返還請求書（様式第5号）により、既に交付した補助金について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の事項に該当する場合は、補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 交付決定額の全額の返還

ア 虚偽の申請等を行っていた場合

イ 申請日から3年以内で十日町市から転出した場合

(2) 住宅取得助成及び住宅改修助成の交付決定額の全額の返還 申請日から3年以内で取得又は改修した住宅等を取り壊し、売却、貸与等をした場合

(3) 住宅取得助成の交付決定額の半額の返還 申請日から3年以上5年以内で取得又は改修した住宅等を取り壊し、売却、貸与等をした場合

（関係書類の保存）

第10条 交付決定者は、交付に係る書類、関係帳簿等を補助金の交付を受けた日から5年間保存しなければならない。

（報告及び調査）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者、交付決定者の就業先企業等に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年十日町市告示第58号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

（十日町市定住促進助成事業補助金交付要綱の廃止）

2 十日町市定住促進助成事業補助金交付要綱（平成26年十日町市告示第158号）は、廃止する。

（十日町市定住促進助成事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

3 施行日前に転入した者で前項による廃止前の十日町市定住促進助成事業補助金交付要綱第3条に該当していた者の補助金の交付については、なお十日町市定住促進助成事業補助金交付要綱の規定の例による。

附 則（令和4年十日町市告示第49号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年十日町市告示第49号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 3 月 1 日以後に転入した者から適用し、令和 5 年 2 月 28 日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年十日町市告示第 22 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 3 月 1 日以後に転入した者から適用し、令和 6 年 2 月 29 日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年十日町市告示第 146 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 3 月 1 日以後に転入した者から適用し、令和 7 年 2 月 28 日以前に転入した者については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

補助金の種類	補助金の額
U I ターン助成	(1) 単身での転入 10万円 (2) 世帯での転入 20万円
持家・実家 暮らし助成	(1) 単身での転入 U I ターン助成に10万円加算 (2) 世帯での転入 U I ターン助成に20万円加算
定住支援助成	(1) 若年夫婦加算 申請時において、夫婦共に年齢が39歳以下である世帯 10万円 (2) 子育て支援加算 申請者が帯同して転入した18歳未満の子 1 人につき10万円 (3) 三世代同居加算 申請時において、3 か月以上の三世代同居の実態が住民票上において確認ができる世帯 10万円 (4) 市内就職加算 申請時において、次のいずれかの要件に該当する申請者及び配偶者 1 人につき10万円

	ア 市内に事業所等を有する法人に週20時間以上の無期雇用で就業している者 イ 市内に個人の事業所等を有し、事業を営んでいる者 ウ 市内で農林水産業を営む自営業主又は自営業従業員である者
住宅取得助成	(1) 住宅を取得した場合 ア 新築住宅を取得した場合 取得経費に10分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか少ない額。この場合において、市内建築業者からの取得については、50万円を上限として加算できるものとする。 イ 中古住宅を取得した場合 取得経費に10分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額。 (2) 住宅用地を取得した場合 住宅用地の取得経費に10分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額
住宅改修助成	(1) 住宅を改修した場合 ア 中古住宅を改修した場合 改修経費に10分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額。ただし、中古住宅を取得し、住宅取得助成を申請する場合は、改修経費及び取得経費を合算した額に10分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額。 イ 2親等以内の親族が所有する住宅であって、申請者が転入後に居住することを目的に改修した場合 改修経費を合算した額に5分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額
通勤助成	運転免許取得助成 運転免許取得に要した経費 上限 10 万円 世帯の場合は、転入世帯員 1 名分かつ 1 度の取得分に限る。 就業先等から補助を受けている場合は、その補助額は取得経費から除く。
テレワーク準備助成	テレワーク準備に要した経費 上限20万円／人

家賃助成	家賃助成 家賃の2分の1を乗じて得た額又は7,000円のいずれか少ない額とし、12か月分84,000円を上限とする。 入居期間が1月に満たない月の家賃（日割計算）は、補助金の対象外とする。
------	---

※全ての助成において、1,000円未満は切捨て

別表第2（第5条関係）

補助金の種類	必要な添付書類
各助成共通	1 定住確約書 2 世帯員全員の住民票の写し 3 世帯全員分の納税証明書 ※18歳未満の未就業の者は提出不要 4 勤務証明書（市内就職加算に該当する場合は1人につき1枚） 5 転入世帯の戸籍附票謄本の写し 6 その他市長が必要と認める書類
持家・実家暮らし助成	1 持家・実家暮らし申告書（別紙2）
住宅取得助成	1 新築住宅を取得した場合 (1)新築住宅の建設又は購入に係る契約書の写し (2)取得に要した経費の支払いが証明できる書類 2 中古住宅を取得した場合 (1)中古住宅の購入に係る契約書の写し (2)取得に要した経費の支払いが証明できる書類 3 住宅用地を取得した場合 (1)住宅用地の購入に係る契約書の写し (2)取得に要した経費の支払いが証明できる書類 上記の他に住宅等取得・改修申告書（別紙3）が必要。 4 住宅用地を取得した場合 (1)住宅用地の購入に係る契約書の写し (2)取得に要した経費の支払いが証明できる書類 上記の他に、1、2、4は住宅等取得申告書（別紙3）、2（改修の場合）、3は住宅改修申告書（別紙4）を添付

住宅改修助成	1 中古住宅を改修した場合 (1)改修工事請負に係る契約書の写し (2)改修に要した経費の支払いが証明できる書類 2 2親等以内の親族が所有する住宅であって、申請者が転入後に居住することを目的に改修した場合 (1)改修工事請負に係る契約書の写し (2)改修に要した経費の支払いが証明できる書類 上記の他に住宅等取得・改修申告書（別紙3）が必要。
通勤助成	1 運転免許取得助成 (1)運転免許証の写し (2)運転免許取得経費の支払いが証明できる書類 上記の他に、通勤経費支出申告書（別紙4）を添付
テレワーク準備助成	1 テレワーク準備経費の支払いが証明できる書類 2 テレワーク実施申告書兼証明書（別紙5）
家賃助成	1 賃貸借契約書の写し 2 家賃の支払いが証明できる書類 3 家賃支出申告書（別紙6）